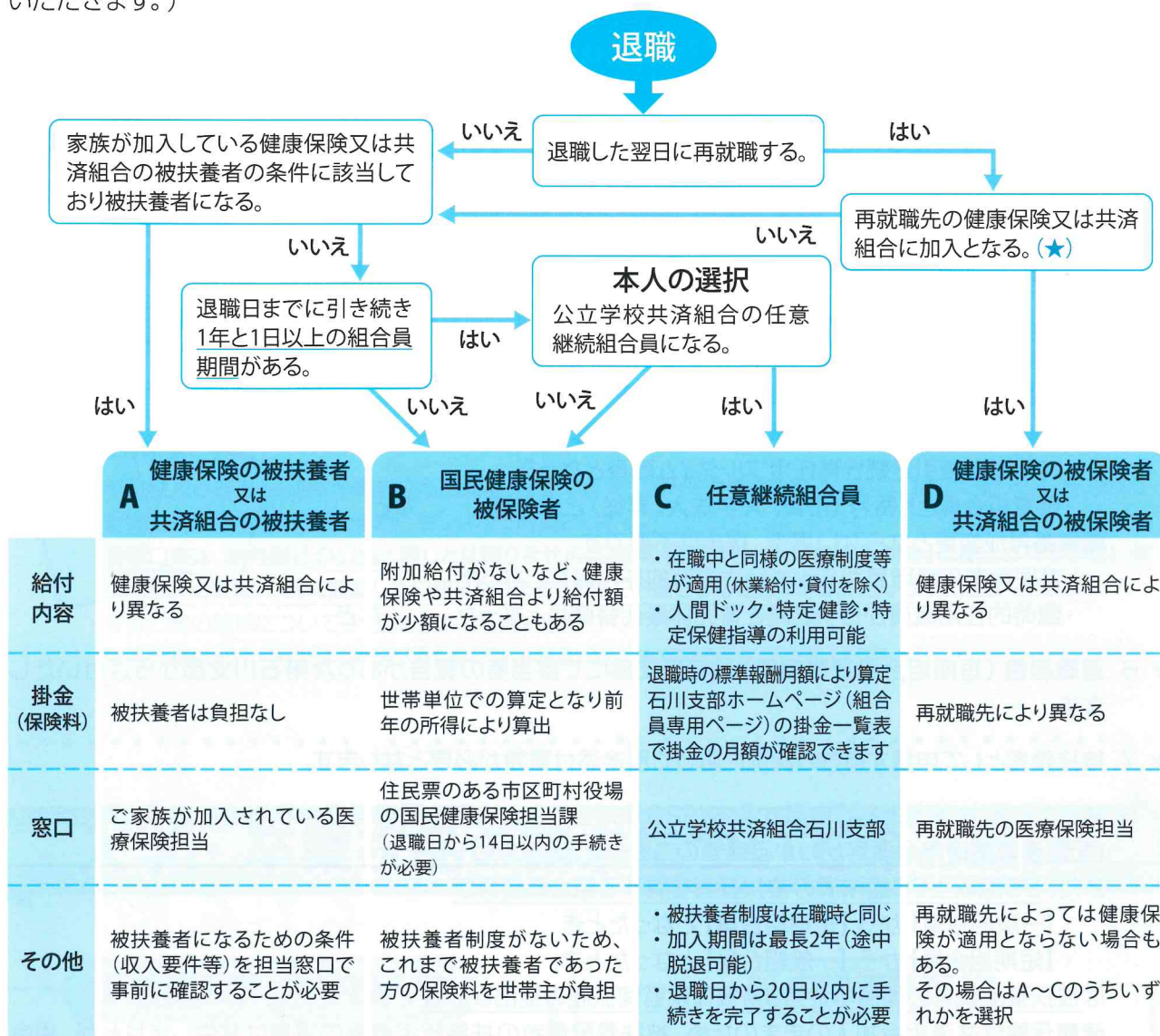


1. 退職後の健康保険手続き

組合員が退職した場合は、その翌日から組合員の資格を喪失し、医療給付を受けることができなくなります。退職後、医療給付を受けるためには、次のいずれかの健康保険制度に加入しなければなりません。フロー図を参照のうえ、どの健康保険に加入するか十分に検討してください。

また、資格確認書（組合員証等）の交付を受けている場合は、所属所を通じて共済組合へ返却してください。（資格喪失後に資格確認書（組合員証等）を使用した場合は、共済組合が負担した医療費等を返還していただきます。）



(★)公立学校へ再就職される方へ

再就職が

- ・フルタイム再任用・育児休業代替職員の方 ➡ **【一般組合員】として共済組合に加入となります。**
- ・臨時的任用職員・短時間（31時間）再任用・会計年度任用職員（※条件あり）の方 ➡ **【短期組合員】として共済組合に加入となります。**
- ・ハーフタイム再任用（19時間30分）の方は、健康保険の適用はありません。